

香川県育成経営体登録・公表実施要領

(趣旨)

第1 本県における林業経営の集積・集約化の受け皿となりうる林業経営体へと育成を図る林業経営体（以下「育成経営体」という。）の公募・公表については、「林業経営体の育成について」（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知、平成30年12月27日付け30林政経第408号 一部改正）のほか、この要領の定めるところによる。

(育成経営体の定義)

第2 本要領の公募・公表の対象となる育成経営体とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている民間事業者であり、森林組合、会社個人経営等の組織形態は問わないものとする。ただし、次の各号に該当する場合は除く。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- (4) 県税を滞納している者

2 香川県意欲と能力のある林業経営体登録・公表実施要領に基づき登録された林業経営体は、育成経営体に適合するものと見なす。

(基準の設定)

第3 育成経営体の基準を別記1のとおり定める。

(登録の申請)

第4 育成経営体に申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書（様式1）を知事に提出するものとする。

- (1) 基本情報（主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等）
- (2) 組織に関する情報（職員数等）
- (3) 雇用管理体制に関する情報（雇用管理者の選任、雇用に関する文書の交付、社会・労働保険等への加入状況等）
- (4) 技術者・技能者に関する情報
- (5) 資本装備に関する情報（林業機械保有台数等）
- (6) 事業量等に関する情報（素材生産、造林等）
- (7) 事業区域に関する情報
- (8) 主伐後の再造林の確保に関する情報

- (9) 生産管理の取組に関する情報
- (10) 原木の安定供給・流通合理化等に関する情報
- (11) 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報
- (12) 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報
- (13) 雇用管理の改善と労働安全対策に関する情報
- (14) コンプライアンスの確保に関する情報

2 前項の登録申請書には、次の(1)から(9)に掲げる書類を添付するものとする。ただし、申請者が林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条第1項の認定を受けた事業主(以下「認定事業主」という。)である場合は、(1)から(6)までの書類の提出を省略することができる。

- (1) 登記事項証明書又は住民票
- (2) 納税証明書
- (3) 労働者を雇用している場合にあつては、雇用通知書等雇用に関して交付している文書の様式
- (4) 労働者を雇用している場合にあつては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類
- (5) 就業規則を制定している場合にあつては、その写し
- (6) 直近3か年の貸借対照表及び損益計算書
- (7) 事業実績を証する書類(造林、保育、素材生産等の林業生産活動で、完成、引き渡し完了した過去3年間の事業実績の中から、代表的なもの1件の契約書等の写し)
- (8) 伐採・造林に関する行動規範を策定している場合にあつては、その写し
- (9) 誓約書(様式2)

3 知事は、必要に応じ申請者に対して登録申請書の内容に関する情報提供を求めることができる。

4 登録申請書は、香川県環境森林部森林・林業政策課に提出するものとする。

(登録の実施)

第5 知事は、第4の規定に基づく登録申請書の内容が別記1に掲げる基準の全てに該当すると認めるときは、次に掲げる事項を育成経営体名簿(様式3。以下「名簿」という。)に登録する。

- (1) 第4の1の(1)から(14)までに掲げる事項
- (2) 登録番号及び登録年月日
- (3) 登録情報の変更年月日

(名簿の公表)

第6 知事は、第5の規定に基づく登録を行ったときは、遅滞なく、当該申請者の名簿を県ホームページ等において公表するものとする。

(登録の有無の通知)

- 第7 知事は、第5の規定に基づく登録の有無については、事前に、登録通知書(様式4)により申請者に通知するものとする。
- 2 関係市町への通知は、第6の規定に基づく名簿の公表をもってこれに代えるものとする。

(登録の有効期間)

- 第8 登録の有効期間は、登録日から5年間とする。ただし、名簿に登録された育成経営体が、第4の1及び2により記載及び提出を省略して登録を行った認定事業主である場合は、改善計画と同期間とする。
- 2 登録の有効期間満了後、引き続き森林整備等を行う育成経営体は、知事の登録の更新を受けることができるものとし、その手続きは第4の規定による。

(変更の届出)

- 第9 育成経営体は、第4の1の(1)の基本情報に変更があった場合は、すみやかに知事に変更届出書(様式5)を提出しなければならない。
- 2 育成経営体は、第4の1の(2)から(14)に定める情報に変更があり、名簿の内容を直近の情報に変更したい場合は、知事に変更届出書(様式6)を提出することができる。
- 3 知事は、1及び2の規定に基づく変更の届出があったときは、その届出に基づき名簿を更新するものとする。
- 4 知事は、名簿の内容を更新したときは、遅滞なく、県ホームページ等において公表するものとする。
- 5 知事は、登録の有効期間内において定期的に年1回以内、育成経営体に対し、状況報告書(様式7)の提出を求めることができる。
- 6 1及び2の規定に基づく変更届出書の提出にあたっては、第4の4の規定を準用するものとする。

(登録の取消)

- 第10 知事は、育成経営体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。
- (1) 育成経営体が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認された場合
- (2) 育成経営体からの申出があった場合
- (3) 登録の申請又は変更の届出の内容に虚偽の記載が確認された場合
- (4) その他故意に伐採等を粗雑に行うなど登録の取消に相当すると知事が認めた場合
- 2 知事は、前項の規定に基づく登録の取消をしたときは、遅滞なく、その旨を登録取消通知書(様式8)により当該育成経営体に通知するものとする。ただし、前項の(1)に該当する場合にあってはこの限りでない。

- 3 知事は、前項の規定に基づく登録の取消をしたときは、遅滞なく、関係する市町にその旨を通知するとともに、名簿を更新し、県ホームページ等において公表するものとする。

附則

- 1 この要領は、令和2年1月21日から施行する。
- 2 この要領は、令和3年9月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和5年4月1日から施行する。